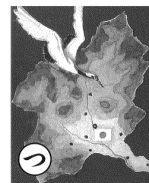




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年7月31日(木) 号外(第7号)

目次

規則

○群馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害政策課)

ページ

2

■ 規 則

群馬県身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する規則
令和 7 年 7 月 31 日
群 馬 県 身 体 障 害 者 福 祉 法 施 行 細 則 第 三 十 六 号
群 馬 県 身 体 障 害 者 福 祉 法 施 行 細 則 第 三 十 六 号 の 一 部 を 改 正 す る 規 則
群 馬 県 身 体 障 害 者 福 祉 法 施 行 細 則 (昭 和 三 十 四 年 群 馬 県 規 則 第 三 十 六 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。
群 馬 県 身 体 障 害 者 福 祉 法 の 障 害 程 度」 や 「身 体 障 害 者 手 帳 の 再 認 定」
「 標 記 に つ き ま し て は 下 記 の と お り で す が、障 害 程 度 に 変 化 が 予 想 さ れ る た め、再 認 定 を 要 し ま す の で、 年 月 ま で に 身 体 障 害 者 福 祉 法 (昭 和 2 4 年 法律 第 2 8 3 号) 第 1 7 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 診 査 を 受 け て く だ さ い。 法律 第 1 6 4 号) 第 1 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 診 査 を 受 け て く だ さ い。 』
「 下 記 の 身 体 障 害 者 手 帳 に 記 載 さ れ て い る 障 害 に つ き ま し て は、障 害 程 度 に 変 化 が 予 想 さ れ る た め、再 認 定 を 要 し ま す。そ の た め、再 認 定 日 ま で に 身 体 障 害 者 福祉 法 第 1 7 条 の 2 第 1 項 又 は 児 童 福祉 法 第 1 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 診 査 を 受 けて く だ さ い。 』
「 お こ な う 月 の 1 ヶ 月 前」 や 「行 う 月 の 1 か 月 前」
「 1 身 体 障 害 者 手 帳 番 号 群 馬 県 第 号
2 障 害 程 度 等 級 種 級
3 障 害 程 度 等 級 種 級
4 再 認 定 を 要 す る 理 由
1 再 認 定 日 年 月 日
2 身 体 障 害 者 手 帳 番 号 群 馬 県 第 号
3 障 害 程 度 等 級 種 級
4 障 害 程 度 等 級 種 級
5 再 認 定 を 要 す る 理 由 』
群 馬 県 身 体 障 害 者 福 祉 法 (昭 和 2 4 年 法律 第 2 8 3 号) 第 1 5 条
「 こ の こ と に つ い て、身 体 障 害 者 福祉 法 (昭 和 2 4 年 法律 第 2 8 3 号) 第 1 5 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 申 請 に よ り、手 帳 を 交 付 す る こ と と い た し ま し た。
な お、障 害 程 度 に 変 化 が 予 想 さ れ る た め、 身 体 障 害 者 福祉 法 (昭 和 2 4 年 法律 第 2 8 3 号) 第 1 7 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 診 査 を 実 施 す る と と も に、診 査 の 結 果、障 害 程 度 に 変 化 が 認 め ら れ た 場 合 に は、再 交 付 申 請 の 指 導 を お 願 い い た し ま す。 』

「 下 記 の 身 体 障 害 者 手 帳 に 記 載 さ れ て い る 障 害 に つ き ま し て は、障 害 程 度 に 変 化 が 予 想 さ れ る た め、再 認 定 を 要 し ま す。そ の た め、再 認 定 日 ま で に 身 体 障 害 者 福祉 法 第 1 7 条 の 2 第 1 項 又 は 児 童 福祉 法 第 1 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 診 査 を 実 施 す る と と も に、診 査 の 結 果、障 害 程 度 に 変 化 が 認 め ら れ た 場 合 に は、再 交 付 申 請 の 指 導 を お 願 い い た し ま す。 』
「 3 再 認 定 の 時 期 年 月 日」
群 馬 県 身 体 障 害 者 福 祉 法 (昭 和 2 4 年 法律 第 2 8 3 号) 第 1 5 条
「 こ の こ と に つ い て、身 体 障 害 者 福祉 法 (昭 和 2 4 年 法律 第 2 8 3 号) 第 1 5 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 申 請 に よ り、手 帳 を 交 付 す る こ と と い た し ま し た。
な お、障 害 程 度 に 変 化 が 予 想 さ れ る た め、 身 体 障 害 者 福祉 法 (昭 和 2 4 年 法律 第 2 8 3 号) 第 1 7 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 診 査 を 実 施 す る と と も に、診 査 の 結 果、障 害 程 度 に 変 化 が 認 め ら れ た 場 合 に は、再 交 付 申 請 の 指 導 を お 願 い い た し ま す。 』

様式第7号(規格A4)(第9条関係)

年 月 日

都道府県知事
政令指定都市の長 様
中核市の長

群馬県知事

身体障害者居住地変更通知書

下記の者から居住地変更届があったので通知します。

つきましては、身体障害者更生指導記録票を、新居住地を所管する市福祉事務所長又は町村長宛て送付してください。

記

- 1 届出日
- 2 居住地
- 3 氏名
- 4 生年月日
- 5 手帳番号
- 6 交付年月日
- 7 障害名
- 8 変更後の居住地

様式第七号の二中「印」を「印」を「身体障害者指導記録表を該当福祉事務所長」を「身体障害者更正指導記録票を、新居住地を所管する福祉事務所長」に「あて」を「宛て」に

「1」氏名		
1 氏名	2 生年月日	3 旧居住地
2 旧居住地	3 旧居住地	4 新居住地
3 新居住地	4 新居住地	5 手帳番号
4 手帳番号	5 手帳番号	6 手帳交付年月日
5 手帳交付年月日	6 手帳交付年月日	7 障害程度等級
6 障害名及び等級	7 障害程度等級	

附 則

- 1 この規則は、令和七年八月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県身体障害者福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されている書類は、改正後の群馬県身体障害者福祉法施行細則の相当規定により交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
